

公益財団岐阜県産業経済振興センター
岐阜県ヘルスケア産業新ビジネス開拓支援事業
医療・福祉機器（用具）等試作助成金 Q&A 集

【申請関連】

Q 1. 個人が申請することは可能か？

A. 税務署に開業届を提出した個人事業主であれば可能です。

Q 2. NPO 法人が申請することは可能か？

A. 可能です。

Q 3. 複数の法人（中小企業、個人事業主等）が連携して申請することは可能か？

A. 可能です。この場合、代表法人を選定し、その代表法人が申請してください。その際には、連携する法人の情報及び事業内容について、交付申請書（様式 1）の助成事業計画書（様式 1 - 2） - 「II.助成事業計画」 - 「2 事業計画の概要」の「試作の概要」欄に記載してください。

なお、実績報告等は代表法人が提出することになり、助成金は一括して代表法人に交付されます。

Q 4. 本社（本拠地）が県外の場合、申請が可能か？

A. 県内に事業所があれば可能です。ただし、事業の主たる実施場所が県内に所在する事業所であることが必要です。

Q 5. 複数案件の交付申請は可能か？

A. できません。1 中小企業者等に対して、1 案件までです。

Q 6. 複数種の試作を実施する場合、一括して申請することは可能か？

A. ニーズ提供者の機関（医療機関、福祉機関等）が 1 つであれば 1 案件として申請可能です。（上限 180 万円）ただし、試作の主たる実施者が申請者であることが必要です。

【補助対象事業関連】

Q 7. 試作の範疇は？

A. 試作とは、商品化に向け作成の試行錯誤を行うものや検査・評価に供するもの等を指します。販売を目的としたものの製造のための経費は助成対象外とします。

Q8. 助成対象となる「試作」とは何か？

A. 医療・福祉機関の従事者が、その業務で使用している機器・器具・用具等に対して、業務改善や感染予防の観点から改良・改善を要望されているものについて、その要望を実現するための機器・器具・用具等の試作が対象になります。ただし、試作品をニーズ提供者で評価していただく必要があります。

Q9. 申請前から、医療・福祉機関等からのニーズを聞き、試作段階に入っているが助成対象となるか？

A. 助成対象となります。ただし、助成対象経費は、令和3年4月1日以降に発注されたもので、事前着手理由書を提出し、認められたものに限りします。

Q10. 今まで医療機器や福祉機器などの実績はありませんが、助成対象となるか？

A. 医療・福祉機関（従事者）等からのニーズに基づく試作であること、試作にあたりニーズ提供者と試作内容に関する打合せを実施している、又は、ニーズ提供者と調整して打合せの予定があれば助成対象となります。

Q11. ニーズの取得経緯に関して要件等はあるか？

A. 特に要件等はありません。ただし、申請にあたっては、ニーズ提供者と試作内容に関する打合せを実施している、又は、ニーズ提供者と調整して打合せの予定があることが必要となります。

Q12. ニーズ自体は医療・福祉機関から出てきたものであるが、別の企業から試作を依頼されたものである場合、助成対象となるか？

A. 助成対象とはなりません。

Q13. 試作品の評価は、どのようなことをすれば良いか？

A. ニーズ提供者（医療・福祉機関等の従事者）から、試作品に対する感想（使用感等）や改善点等の意見を聴取することです。できれば、ニーズ提供者に業務で使用いただき、改善点等の意見を聴取できることが望ましいです。

Q14. 試作品の評価を、ニーズ提供者以外の機関（従事者）等に評価してもらうことは可能か？

A. 可能です。ニーズ提供者での評価が不可能な場合は、代替で他の医療・福祉関係機関で評価を受けることも可能ですが、交付申請書（様式1）の助成事業計画書（様式1-2）-「II.助成事業計画」-「2 事業計画の概要」の「ニーズ提供者との評価計画」欄に、不可能な理由と代替機関の概要を記載してください。

Q15. 令和4年2月28日までに評価が実施できない場合はどうなるか？

A. 実績報告書(様式6)の事業実績報告書(様式6-2)の「今後の取組み」欄に、ニーズ提供元での評価実施計画を記載してください。

Q16. 令和4年2月28日までに試作品が完成する必要はあるか？

A. あります。

【補助対象経費関連】

Q17. 機械装置を購入する経費は助成対象となるか？

A. 助成対象経費とはなりません。

Q18. 金型や、強度試験装置などの評価用の機器の購入は助成対象となるか？

A. 助成対象となりますが、一個又は一体として運用する一式のものとしての税込み取得価格が50万円未満のものに限ります。ただし、一個が50万円未満の部品を複数購入して、それを組立て又は組み合わせた一式のものとして運用するものは、その合計購入額が50万円未満であること。販売を目的としたものの製造のための機器は助成対象外とします。

Q19. 試験機等のリース費用は助成対象となるか。リース期間は助成対象期間に収めなければならないか？

A. 交付決定以降にリース契約を締結したものは助成対象です。通常は、ある一定期間(1年間、複数年間など)での契約が一般的であり、リース満了時期は助成対象期間に必ずしも収められない可能性が高いため、その場合はリース契約期間のうちの助成対象期間相当(日数案分)のリース契約料を助成対象とします。助成金は工具器具費として計上してください。

Q20. 外注の範疇は？

A. 外注は、詳細仕様や図面等までを助成事業者自らが決定・作成し、これに基づき加工を外部業者へ発注するものです。

Q21. 試験検査費は、公的機関における依頼試験や機器使用は助成対象となるか？

また、民間の試験機関等への試験依頼は助成対象となるか？

A. 公的機関及び民間の試験機関への試験依頼のどちらも助成対象です。

【その他】

Q22. 助成事業で製作した試作品を有償譲渡することは可能か？

A. できません。